

EC農業と域内優先システム

北崎, 浩嗣

<https://doi.org/10.15017/2920691>

出版情報 : 経済論究. 67, pp.35-62, 1987-04-10. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

EC 農業と域内優先システム

北 崎 浩 嗣

目 次

1. はじめに
2. CAP とその改革論議
3. CAP 確立以降の EC 農業生産の動向
4. CAP 確立以降の EC 農産物貿易の動向
5. EC 農業と域内優先システム
6. 結びにかえて

1. はじめに

1962年から始動し、1968年7月にほぼ完成の域に達した(註1)CAP (EC 共通農業政策, Common Agricultural Policy, 以下略して CAP とする) のもとで、EC は農業生産を増大させ、食糧自給率を急速に増大させた。ローマ条約第39条にある CAP の五大目的のうち、農産物の安定供給、市場の安定化という面では、CAP には多大な貢献があったというべきである。また CAP は、EC で数少ない共通政策にまで進展している政策の典型で、CAP の維持・強化のために他部門の政策の共同化を推進させた経緯もあり、欧州統合の推進役を演じてきた。CAP の評価は、農業生産の面と、欧州統合の面と視点は異なるが、この二点が代表的である。

CAP の政策内容を掻い摘んで述べれば、次の三つのシステムからなっている。第一は、域内市場で産品毎に価格を統一するという統一価格システムである。第二は、域内市場を世界市場から防禦^{きよ}するために、EC 規模で境界措置を設ける域内優先システムである。具体的には、通常、EC の場合、域内価格の方が世界市場価格より高いために、輸出の際はその差額を補助金支給で、逆に

輸入の際は課徴金徴収で処理することになる(注²)。第三は、共同財政のシステムである。これは、CAP の運営に必要な資金を、共同体の基金、FEOGA(欧州農業指導保証基金)に委ねる(注³) というもので、その基金は、関税と輸入課徴金、付加価値税からなる(注⁴)。

現実的には、CAP による農業保護制度は、統一価格が高止まりした中で、域内優先システムがとられるために、非常に保護水準が高いものとなった。その結果、農業生産性の抜本の上昇を伴わずに、農業生産が全般的に伸長し、多額の価格介入費と輸出補助金が必要になり、農業予算の膨張をもたらすことになった。こうした現状から、CAP 改革は、域内における農業予算の膨張と、農業予算負担の各国不均等による利害対立から生じたと言われる。

一方、域内で過剰になった農産物、とりわけ小麦、砂糖、乳製品を中心とした過剰農産物を含めた EC の農産物輸出は、1979年には、アメリカに次ぐ世界第二位の地位にあり、世界農産物市場に多大な影響を与え、伝統的農産物輸出国から非難を浴びている。そうした批判が生じたのは、域内輸入に対しては徹底した境界措置をひいているのに対し、EC からの農産物輸出は、補助金付きの輸出に依存しているからである。アメリカは、CAP の成立以降、その農業保護制度を強く批判し続けてきたが、その批判の力点は輸入課徴金(注⁵)から輸出補助金の問題に質的に転化し、1970年代末期からの EC 農産物輸出急増と共に量的にも拡大する。1981年9月の EC 補助金付き小麦粉輸出に対するアメリカの GATT 提訴を始めとした一連の経過を含めて(注⁶)、アメリカと EC との間の農産物貿易摩擦は、80年代に入り先鋭化している。

域内からも、域外からも、CAP 改革への圧力は働いていたと考える。しかし両者を並列するだけでも CAP の改革案、ないしは一連の CAP 改革過程の内容を正確に把握することはできない。域内での農業予算支出の増大とその予算負担不均等が契機となり、CAP 改革が本格的に始動したという一般的見解(注⁷)に対して、農業生産のレベルから話を進め、CAP 下での農業生産に深く規定された EC の農産物貿易の構造が、CAP の枠組の変更を余儀なくしている状況で、EC がそれに手をくたせないと、EC と域外との農産物貿易摩擦の問題があり、その視角が CAP 改革案研究に追加される必要がある。まずは、

CAP 改革案の中身の検討から始めよう。

(注1) 始動を1962年1月としたのは、穀物、豚肉、家禽肉、果実、ブドウ酒が市場統制を導入した期日に当たるからであり、ほぼ完成の域に達したという表現を使用したのは、1968年7月に牛乳・乳製品、砂糖、果実の共通価格が実施に移され、重要産品のほとんどが、共通価格による共同市場に包摂されたからである。

(注2) 従って、ECでは統一価格システムと域内優先システムは連動している。しかし、それは重要産品と目されるものだけであり、すべての価格支持対象産品に、両システムが機能するわけではなく位階性がある。簡単に分類すれば、次のようになる。

(i) 介入という形で価格を強力に保証し、境界で可変課徴金による自動的な保護を行使する。穀物、米、乳製品、オリーブ油、砂糖。

(ii) 価格保証が部分的にあり、指標価格、堰止価格等、一定条件の下でのみ、補足的な可変課徴金または補償額の恩恵を受ける。ワイン、豚肉、果実、野菜など。

(iii) 価格保証がなく、関税と万が一のためのセーフガード条項があるもの。生きた植物、花きなど。

この制度の詳細については、柴田幹夫『欧州共同体の経済政策』通商産業調査会、1976年、245～287頁と紙谷貢・是永東彦編『農業保護と農産物貿易問題』農林統計協会、1985年、184～185頁を参照。

(注3) FEOGA は、農業構造調整を担当する指導部門と価格保証を担当する保証部門があり、保証部門支出額の全体に占める比率は、92.8% (1981年) にも及ぶ。

(注4) 財源徴収方式の時期的変化については、伴野文夫『ECヨーロッパ九つの顔』日本放送出版協会、1974年、178～179頁参照。また、最近の共同体の財源の構成比率は、次のような動向を示している。

◀ 共同体収入 ▶

(単位百万ECU)

	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年
関税	4,191.5	4,458.9	4,390.9	5,189.1	5,905.8	6,366.0	6,939.0
課徴金 (砂糖課徴金も含む)	1,173.3	2,137.1	2,278.9	2,143.5	2,002.4	1,773.7	2,685.1
付加価値税	2,489.8	2,557.4	5,329.7	7,039.8	7,354.0	9,824.9	11,971.1
付加価値税率	—	—	0.64	0.79	0.73	0.78	0.91
自己財源	7,854.6	9,153.4	11,999.5	14,372.4	15,061.9	17,481.9	21,595.2

〔出所〕 Brian E. Hill, *The Common Agricultural Policy: Past, Present and Future*, 1984, p 152.

(注5) 斎藤高宏『農産物貿易と国際協定』御茶の水書房、1979年、第二章を参照。

(注6) 斎藤高宏「農産物貿易摩擦の構図」『貿易と関税』34巻11号、1986年、23頁を参照。

(注7) Brian E. Hill, *op. cit.*, Joan Pearce, *The Common Agricultural Policy: Prospects for change*, 1981. が代表的なものである。

2. CAP とその改革論議

1979年のダブリン欧州理事会では、イギリスが予算還付金制度の恒久化^(注1)を要求し、農産物価格の決定が大巾に遅れた。一連のCAP改革提言は^(注2)、これを契機に理事会が委員会にCAP見直し作業を要請したことに端を発する。この要請が通称マンドート^(注3)と呼ばれるものであるが、これを受けて、1981年10月、1983年7月の二回にわたり、委員会の報告書として、CAP改革案のガイドライン^(注4)が提出される。そのガイドラインの路線は、全体的には、委員会の権限拡大による市場管理の強化である。具体的には、統一価格、域内優先、共同財政の三大原則を崩さずに、支持価格の据置きなどの抑制的価格政策を導入しながら、価格保証数量に限度を設ける事がうたわれている。

ガイドラインの内容を、もう少し詳細にみていく事にしよう。委員会は、EC農業をとりまく環境の変化とCAPが過去に果たしてきた役割を指摘しながら、将来に向けての現時点での改革の必要性を論じている。ただその場合、社会的、経済的な影響を考慮せず、単に財政上の観点のみで行なう財政支出抑制を、事ある毎に戒めている。そして、今後もCAPの果たす役割として、「共通市場の一層の組織化、農場近代化を助成する構造改善の援助、小農への所得補助」^(注5)をあげている。しかし、そうした将来展望はあるものの、過剰農産物を抱えることによって生じる財政支出の膨張を抑えるために、目下の所、生産調整が急務とされているのである。産品毎に生産調整のかけ方は異なる。「穀物については、生産目標を設定し、同目標を上回った場合、翌年の支持価格を引き下げる。」^(注6)牛乳は、1977年から「連帯責任賦課金」という名称のもとに、過剰処理費用の一部を生産者に負担させる仕組みが導入されていたが、新たに生産割当制を導入し、「生産割当量を上回った牛乳に対し同指標価格の75%もの高率課徴金を課す」^(注7)という厳しい方式が提案された^(注8)。

従来の改革提言とは違い、具体的な生産調整方法が示されている。また、生産調整と同時に抑制的価格政策を採用せざるをえないことから、小農の所得低下は必至である。小農の所得低下に対しては、直接補助金支給で望むとする。

こうした委員会の提案に対して、価格支持水準の適正化の問題と、生産調整のかけ方、あるいはそれをCAPのシステムの中に導入した場合の問題点、さらに小農への所得補償という場合の対象階層とその方法が、論議された。それに伴う研究が、1980年代初期のCAPの主要な研究対象となったのである。

そして、1984年3月、閣僚理事会により84～85年度の価格決定と共に、CAPの改革について一連の重要決定がなされる。その内容は、「(1)保証限度数量制の原則の確認とその適用品目の拡大、(2)割当制による牛乳生産の調整、(3)通貨調整金の廃止による単一市場への復帰、(4)現実的な価格政策の実施、(5)若干の品目についての援助および補償金制度の合理化、(6)共同体優先の原則の尊重」^(注9)の以上六点に集約され、これによって「数年来のCAP改革問題は、ひとまず決着をみた」^(注10)とされる。

ECとしては、共同市場を維持するためにも、というよりむしろ、EC統合の後退を示すような統一価格システムと域内優先システムの変更を行えない。そのため、そのシステムを柱にしたCAP下で、結果として促進された過剰農産物の急増に伴う農業予算の膨張を、価格抑制と生産調整の導入によって緩和しようとしたのである。

そこで次に、ECの場合、域内の過剰農産物を域外へ流出する形で生じる農産物貿易摩擦の現状に迫りながら、それと併存する形であらわれるEC農業予算膨張の要因を探らねばならない。またその分析の中で、CAP改革でも尊重していくという方向でしか扱えない域内優先システムが、ECと域外諸国との農産物貿易の大きな問題点であり、域内においても、新たな利害対立の要因を提供するものとなることを指摘する。

それで最終的には域内優先システムに焦点を当てるが、まずはCAP下での農業生産と農産物貿易の動向を分析する。

(注1) 総人口に対し、農業人口の比重が小さく、農産物輸入国であるが、生産性の高い農業をもつイギリスにとって、EC予算の約2/3を占める農業予算は、持ち出しが多く見返りが小さいという結果になる。イギリスの言い分は、EC予算への支出が受取りを上回る国に、その差額を返還する制度を恒久化せよというものである。各国の予算支出とその国への還元額の損益を示したものとして、Allan E. Buckwell,

David R. Harvey, Kenneth J. Thomson and Kevin A. Parton, *The Costs of the Common Agricultural Policy*, 1982. が、注目される。この書の第四章で損益の試算例が多数あり、ここでは比較的著名な、CEPG (Cambride Economic Policy Group) の試算をあげておく。

◀EC加盟国間の損益▶ (1979年, 単位百万ポンド)

	財政受取額	貿易受取額	純受取額
イギリス	-806	-317	-1,123
西ドイツ	-570	-101	-671
イタリア	-114	-532	-646
ベルギー/ルクセンブルグ	+312	-156	+156
アイルランド	+254	+221	+475
オランダ	+190	+441	+631
デンマーク	+329	+289	+618
フランス	+114	+620	+734

〔出所〕 Allan E. Buckwell, David R. Harvey 他, *op.cit.*, p51.

(注2) それ以前の CAP 改革提言として、「マンスホルトプラン」(1968年)「今後の CAP の推進について(グンデラク農業担当委員)」(1978年)等がある。

(注3) マンデートの具体的内容とそれを受けた一連の経過については、Brian E. Hill, *op. cit.*, を参照。

(注4) *Guidlines for Europe, an Agriculture Com* (81) 608 *final* (邦訳『のびゆく農業』No. 621~622所収)

Adjustment of the Common Agricultural Policy Com (83) 500 *final* (邦訳『のびゆく農業』No. 655所収)

(注5) 松下一弘「解題」(『のびゆく農業』No. 621~622所収) 3~4頁。

(注6) 『のびゆく農業』No. 655, 19頁。

(注7) 野中和雄「解題」(『のびゆく農業』No. 655所収) 3頁。

(注8) 果実・野菜については品質基準を厳しく管理しながら、干しぶどう、なしにも限度数量を設け、油料種子の一部にも限度数量の実施を提案している。

(注9) 是永東彦「解題」(『のびゆく農業』No. 670, 1984年, 8月所収) 3頁。

(注10) 是永東彦, 前掲, 3頁。

3. CAP 確立以降の EC 農業生産の動向

EC の農業生産量の伸びは、ほぼ全般的に増大を示している。そのうち、小麦、砂糖、乳製品(脱脂粉乳, バター, チーズ)の増大は著しい。また EC 規

横で考えると、乳製品の比重が高いとはいえ、産品毎のバランスがとれていることも事実である。だが、各国別の生産量比較では、産品毎に偏りがあり、傾向として、その偏りが増幅されている。

EC 各国の農業構造は、19世紀第4四半紀以降の農産物貿易政策に大きく規定されている。イギリスのように、自由貿易の持続や輸入依存度の増大を選択し、農業の比重は小さいが、痛ましい調整過程の経過後、生存できた競争力のある農家をもつ国もあり、デンマーク、オランダに代表される輸出向け畜産の特化を旨とした国もある。後者の国では、穀物の自由輸入という貿易政策により主要投入財が安く供給されることになり、若干の農業生産分野に比較優位が達成でき、目標実現が可能となった。それに対して、ドイツに代表される保護主義への転換がある。ドイツでは、広範囲にわたる農産物の輸入に対して関税賦課が行なわれた。そのため、農業調整が先送りされ、調整不十分と保護との悪循環に陥った。EC 各国における農業構造の差異は、19世紀第4四半紀の異なる農産物貿易政策の展開により、既存の構造的差異が拡大されることによって生じている。

かくて歴史的に規定されてきた農業構造はあるものの、CAP下で生産の地域特化が進展しつつあることは重要な事実である^(注1)。表1で示されるように、農業生産という特性を考慮すると、相当のテンポで集中化現象がみられる。

具体的に国別でみると、フランスについては、小麦生産の大巾な比重の上昇と牛肉・牛乳の停滞もしくは若干の低下、豚肉等の施設利用型畜産の低下が明白である。西ドイツは、どの部門もバランスよく生産しているが、大麦、脱脂粉乳生産の比重の上昇、全脂粉乳、豚肉の比重低下がみられる。イタリアについては、小麦生産と乳製品の比重を大巾に低下させながら、集約畜産、牛乳、牛肉の生産に比重を移している。オランダは、フランスと同様に明瞭な集中化が進展しており、穀物を除く畜産物全般にわたり生産の比重を大巾に高めている。ベルギーは、生産量そのものの増大がみられず、域内比重をほぼ全品目について低下させている。イギリスは、小麦生産の伸びが著しく、乳製品についても、バター、脱脂粉乳の伸びが注目される。牛乳は若干比重を上昇させているが、集約畜産、牛肉に関しては、域内比重を徐々に低下させている。デ

表1 農業生産の国別集中化現象

	＜仏＞				＜西独＞				＜伊＞			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
◎穀物												
・小麦	13.85	17.63	17.37	22.67	5.67	7.16	7.27	8.29	9.41	9.54	7.94	9.07
(%)	45.45	48.85	50.93	54.00	18.58	19.85	21.38	19.83	30.98	26.50	23.23	21.75
・雑穀	17.21	22.84	20.91	24.22	10.98	14.10	14.20	15.25	5.05	5.79	6.87	8.03
(%)	47.33	51.28	47.98	49.43	33.08	31.70	32.68	31.10	13.98	13.00	15.85	16.37
(内)大麦	8.42	10.04	9.86	11.05	4.62	6.36	7.39	8.57	0.26	0.45	0.72	0.92
(%)	58.93	56.05	52.03	50.99	32.21	35.61	39.00	39.59	1.88	2.47	2.82	4.27
◎集約畜産												
・豚肉	1,276.75	1,472.75	1,590.75	1,756.00	2,443.50	2,666.75	2,853.00	3,093.50	466.00	544.50	821.75	1,019.00
(%)	24.75	24.00	22.95	22.48	47.15	43.40	41.18	39.55	9.03	8.83	11.83	13.03
・家禽肉	690.25	805.25	890.00	1,184.00	210.75	270.00	311.00	374.00	526.25	753.75	922.25	1,009.00
(%)	39.75	35.55	34.73	38.13	11.98	11.90	12.10	12.10	29.88	33.13	36.03	32.65
◎牛乳・牛肉												
・牛乳	29.21	28.59	29.31	32.13	21.78	21.36	22.40	24.75	9.12	9.90	9.46	10.35
(%)	40.45	39.23	38.18	38.55	30.20	29.55	29.55	29.70	12.68	12.53	14.10	14.50
・牛肉	1,579.25	1,668.75	1,826.50	1,949.75	1,174.00	1,259.00	1,379.75	1,537.75	542.00	748.25	761.25	878.50
(%)	41.23	39.35	39.60	38.60	30.63	29.70	29.90	30.43	14.15	17.68	16.50	17.38
◎乳製品												
・バター	441.75	497.83	535.73	591.48	500.2	493.03	539.10	560.73	61.05	73.93	64.30	74.05
(%)	36.98	38.23	37.55	39.40	42.25	37.90	37.75	37.33	5.13	5.68	4.50	4.93
・チーズ	837.15	931.43	1,083.58	582.80	771.08	909.93	487.83	455.83	534.75
(%)	36.80	35.88	35.70	25.53	29.68	29.95	21.50	17.55	17.60
・全脂粉乳	45.03	73.85	111.43	206.95	27.08	33.33	28.55	39.60	7.20	5.45	2.28	2.28
(%)	38.53	34.40	38.95	45.45	18.20	15.53	10.05	8.60	5.07	2.58	0.83	0.50
・脱脂粉乳	561.38	680.75	705.55	697.03	312.65	430.73	530.25	572.48	4.53	4.33	—	—
(%)	52.44	50.75	45.86	43.83	29.55	31.85	34.44	36.00	0.47	0.34	—	—

表1 農業生産の国別集中化現象(続)

	＜オランダ＞				＜ベルギー＞				＜イギリス＞			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
◎穀物												
・小麦	0.67	0.71	0.67	0.89	0.83	0.98	0.83	0.93	3.69	5.23	5.28	8.67
(%)	2.20	2.00	2.00	2.15	2.70	2.73	2.45	2.23	10.60	12.38	13.08	16.73
・雑穀	0.98	0.66	0.51	0.42	0.97	1.03	0.88	1.01	9.45	10.11	10.02	10.95
(%)	2.75	1.50	1.18	0.83	2.70	2.33	2.00	2.07	17.98	16.25	16.38	16.07
(内)大麦	0.38	0.35	0.31	0.27	0.57	0.66	0.62	0.78	7.98	8.99	9.14	10.06
(%)	2.70	1.96	1.65	1.23	4.01	3.70	3.27	3.59	28.84	26.88	26.19	25.56
◎集約畜産												
・豚肉	595.50	845.25	1,019.50	1,289.75	394.50	607.00	641.75	656.25	877.50	986.00	860.00	957.75
(%)	11.43	13.75	14.68	16.45	7.50	9.88	9.25	8.40	12.70	12.33	9.93	9.70
・家禽肉	221.00	324.75	324.75	388.75	102.00	115.25	114.00	122.25	521.75	641.00	684.00	764.25
(%)	12.50	14.33	12.65	12.55	5.92	5.08	4.47	3.95	22.05	21.13	26.23	19.35
◎牛乳・牛肉												
・牛乳	7.74	9.16	10.69	12.07	4.03	3.69	3.68	3.78	12.53	13.42	14.48	15.79
(%)	10.75	12.53	14.10	14.50	5.60	5.08	4.85	4.53	13.48	14.13	14.40	14.43
・牛肉	300.25	305.25	368.00	393.25	225.00	247.75	267.50	287.00	941.50	973.00	1030.00	1033.00
(%)	7.83	7.18	8.00	7.77	5.88	5.80	5.80	5.68	17.68	16.73	16.20	15.18
◎乳製品												
・バター	111.73	157.18	199.28	196.05	67.53	73.33	81.23	71.80	51.73	77.80	108.45	179.13
(%)	9.38	12.03	13.95	13.05	5.65	5.60	5.70	4.80	3.53	4.85	6.03	9.33
・チーズ	326.38	394.30	458.95	40.40	42.05	45.93	186.60	215.23	239.53
(%)	14.30	15.18	15.13	1.78	1.63	1.53	7.05	7.10	6.75
・全脂粉乳	50.23	75.38	116.23	167.63	19.58	26.88	28.13	39.93	23.83	25.50	18.60	27.38
(%)	33.57	35.15	40.50	36.75	14.69	12.36	9.69	8.71	11.52	8.68	4.90	4.58
・脱脂粉乳	86.65	117.03	176.30	188.23	95.15	104.58	115.20	119.53	82.28	134.60	198.35	254.23
(%)	8.65	8.53	11.40	11.83	8.89	7.78	7.47	7.52	7.10	8.38	10.07	12.54

表 1 農 業 生 産 の 国 別 集 中 化 現 象 (続)

	<デンマーク>				<アイル>				<EC 9 カ国>			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
◎穀 物												
・小 麦	0.09	0.58	0.59	0.82	0.35	0.27	0.23	0.25	34.98	42.13	40.19	51.62
(%)	1.40	1.38	1.47	1.59	1.00	0.64	0.57	0.48				
・雑 穀	5.99	6.43	6.18	6.77	1.01	1.12	1.28	1.53	52.71	62.42	61.11	68.26
(%)	11.36	10.30	10.11	9.92	1.92	1.79	2.09	2.24				
(内)大 麦	4.76	5.61	5.60	6.25	0.74	0.95	1.17	1.41	27.78	33.46	34.86	39.40
(%)	17.13	16.77	16.74	15.86	2.66	2.84	3.36	3.58				
◎集 約 畜 産												
・豚 肉	725.25	780.50	760.75	974.00	132.25	146.50	130.75	137.25	6,922.25	8,058.5	8,686.75	9,891.25
(%)	10.48	9.69	8.76	9.85	1.91	1.82	1.51	1.39				
・家 禽 肉	69.70	87.00	97.00	102.75	27.28	38.75	40.75	47.75	2,368.98	3,035.75	3,383.25	4,012.75
(%)	2.94	2.87	2.87	2.56	1.15	1.28	1.20	1.19				
◎牛 乳 ・ 牛 肉												
・牛 乳	4.97	4.69	5.11	5.15	3.49	3.93	4.84	5.09	93.07	94.97	100.20	109.37
(%)	5.34	4.94	5.10	4.71	3.75	4.14	4.83	4.65				
・牛 肉	237.75	207.25	244.5	243.75	319.00	369.25	476.50	457.00	5,332.50	5,791.25	6,364.75	6,788.00
(%)	4.46	3.58	3.84	3.59	5.98	6.38	7.49	6.73				
◎乳 製 品												
・バ タ ー	148.08	135.80	137.33	118.23	71.30	76.15	100.75	119.60	1,459.58	1,592.68	1,774.28	1,918.98
(%)	10.15	8.53	7.74	6.16	4.88	4.78	5.68	6.23				
・チ ー ズ	111.2	131.93	167.23	224.4	24.13	44.55	53.05	54.13	1,800.40	2638.5	3,032.23	3,553.3
(%)	6.18	5.00	5.52	6.32	1.34	1.69	1.75	1.52				
・全 脂 粉 乳	35.30	40.70	63.50	82.00	14.70	14.15	19.88	30.55	216.40	295.23	388.58	596.30
(%)	16.34	13.79	16.34	13.75	6.79	4.79	5.12	5.12				
・脱 脂 粉 乳	21.13	45.00	62.45	41.08	26.36	81.38	153.38	138.98	1,115.05	1,607.35	1,954.5	2,024.75
(%)	1.89	2.80	3.20	2.03	2.36	5.06	7.85	6.86				

(注 1) ①は、64年～70年の平均値。②は、71年～74年の平均値。③は、75年～78年の平均値。④は、79年～82年の平均値である。

(注 2) 上段は、各国の産品毎の生産量であり、小麦、雑穀、大麦、牛乳は百万トン、その他は千トンである。

(注 3) 下段は、生産量のEC全体に占める比率である。ただし、仏、西独、イタリア、オランダ、ベルギーは、旧六カ国に占める比率であり、イギリス、アイル、デンマークは、九カ国に占める比率である。

[出所] *Review of the Agricultural Situation in Europe (1970~1983)* から作成。

ンマークは以前から生産の域内比重の高かった雑穀の比重を若干低下させ、牛乳、牛肉、集約畜産もその比重が下降傾向であり、わずかにチーズと脱脂粉乳の伸びがみられるのみである。アイレは、特化があまり進展しない品目である牛乳・牛肉の比重を上昇させ、全脂粉乳を除く全ての乳製品に上昇がみられる。

品目的には、穀物、豚肉、家禽肉、粉乳の特化が目立ち、牛肉・牛乳の方が目立たないという結果が出ている(注2)。小麦生産の集中化は、粗放的な大規模経営が成立しているフランスやイギリスで進展しており、畜産物生産の集中化が、以前から畜産物へ特化していたオランダや、政策的に特化を進めつつあるアイレに特徴的にみられる。地域的分析にまで立ち至らない生産の国別集中化現象の分析ではあるが、以上述べた事実は、CAPの目的の一つである適地適産の過程が進展していることの例証である。またこの集中化現象は、CAPのもとでの生産に対する無制限の価格保証が、自然条件や大規模農場構造など域内での比較優位が高い地域に、優位性を強化することによって、生じたものだと考えられる。

さらに、付加すれば、EC全体では十分な程度で、品目間に生産のバランスがとれているものの、各国別では、アンバランスな構造がCAP下で増幅されている。この事実は、裏を返せば、共同体の統合状況の進展を図る一つのメルクマールを示すと共に、農業生産の方向が農産物輸出へ向けられ始めた事の一端を示すものと考ええる。

それでは次に、以上述べた生産の動向と特徴が大きく関与する農産物貿易の動向を検討する。

(注1) この事実に注目している文献として、EC委員会の委託で実施された「共通農業政策の地域的影響」に関する研究報告書がある。Commission of the European Communities, *Study of the Regional Impact of the CAP* この研究は、地域政策の面からCAPを位置づけたものであるが、邦訳で、『のびゆく農業』No. 647~648に掲載されている。

(注2) 表にあげた作目以外では、鶏卵も地域特化が顕著な作目に入っている。こうした結果が生じたのは、作目の生産転換の条件に大きく作用すると考えられるが、この期間に生産量が著しく上昇した産品に特化の傾向が強い事も合わせて考えておくべきである。

4. CAP 確立以降の EC 農産物貿易の動向

(1) 総体的動向

まず、表 2 にみるように、EC の対域外農産物輸出額は、72～74年にかけて上昇を示し、75、76年と一時停滞はするものの、きわめて順調な伸びを示している。特に77年以降、世界農産物輸出額の伸びと比較すると、その伸びには著しいものがある。1973年の世界農産物市場の混乱期にも、CAP により確固とした境界措置をひいていたため、世界農産物市場の混乱を EC 市場に波及させず、被害を最少限に食いとめている(注¹)。それが77年以降の飛躍的伸びの必要条件の一つであったと考えられる。

表 2 <<EC 農産物貿易額の伸び>>

(1969年を100とおく)	1969年	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
(世界輸出)											
全 生 産 物	100	127	149	208	313	320	364	413	479	588	718
農 産 物	100	117	139	212	270	277	300	337	370	464	524
非 農 産 物	100	129	151	207	324	331	381	432	507	620	769
(EC域外貿易)											
全生産物輸出	100	130	150	205	282	294	325	391	456	552	639
農産物輸出	100	133	158	235	293	290	295	350	423	540	703
全生産物輸入	100	122	140	199	299	298	338	379	437	583	733
農産物輸入	100	112	129	184	204	198	226	262	283	343	367

〔出所〕 Commission of the European Communities, *The Agricultural Situation in the Community, 1976～1981 Report* より作成。

75年、76年の停滞は、表 3 で示されるように穀物、砂糖、乳製品といった主要輸出品目に輸出量の停滞ないしは減少があったことが主因である。75年は砂糖、乳製品の、76年は穀物、乳製品の落ちこみがみられる。この時期は、生産量そのものが減少しており、EC 規模での凶作の時期であったという見解が一般的である。

70年代後半、特に79、80年と続く農産物輸出急増の際の輸出先に興味もたれるが、表 3 で示されているように、輸出の増大分は先進国よりむしろ途上

表3 <<EC9カ国の対域外貿易・品目別輸出>> (単位千t)

	1973年	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
穀物全体(米を除く)	6,834	5,510	7,108	5,152	2,059	6,063	8,014	12,339
うち小麦	3,201	3,116	4,946	3,420	1,428	1,917	4,362	7,524
"大麦	2,909	1,657	1,816	1,477	528	3,783	3,111	4,309
砂糖	1,729	1,112	655	1,623	2,508	3,308	3,312	3,971
ワイン	478	475	495	566	667	744	815	929
牛肉・子牛肉	42	161	197	144	86	102	224	527
豚肉	26	30	49	43	46	52	99	83
家禽肉	121	126	121	157	216	193	263	337
バター	350	119	60	104	245	245	464	547
チーズ	159	189	160	201	208	219	265	330
全脂粉乳	161	194	199	237	330	335	385	531
脱脂粉乳	280	353	182	192	436	418	636	580

〔出所〕 表2と同じ。

表4 <<EC農産物の域外輸出先>> (単位百万ドル) EC9カ国

	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
域内輸出	27,305	31,196	38,230	46,497	49,776
域外輸出	11,693 (100)	14,338 (123)	16,841 (144)	21,027 (180)	27,126 (232)
(内訳)					
I. 先進国	6,073 (100)	7,074 (116)	8,063 (133)	9,988 (164)	11,052 (182)
アメリカ	1,647	1,915	2,378	2,618	2,731
スイス	1,011	1,151	1,391	1,676	1,908
オーストリア	504	615	669	1,078	974
II. 途上国	4,684 (100)	6,284 (134)	7,460 (159)	9,149 (195)	12,795 (273)
エジプト	228	212	353	463	874
アルジェリア	218	341	389	490	737
リビア	216	308	232	408	580
III. 社会主義国	899 (100)	953 (106)	1,185 (132)	1,838 (204)	3,287 (366)
ソ連	264	298	251	609	1,557
チェコスロバキア	89	112	96	132	185
ポーランド	217	154	299	417	751

(注) () は1976年を100とした指数。

〔出所〕 表2と同じだが、ドル換算して作成。

表 5 <<世界市場に占めるEC9カ国のシェアの動向>> (単位%)

	1974年	1976	1977	1978	1979	1980
穀物	3.8	5.1	3.7	5.7	6.9	……
小麦	4.6	10.1	6.9	6.8	10.8	……
砂糖	5.1	9.6	14.4	14.2	13.8	16.2
バター	28.3	23.7	43.6	47.0	61.7	63.4
チーズ	37.8	36.8	35.1	36.7	41.0	45.5
脱脂粉乳	44.8	24.1	39.0	43.0	60.8	54.8
全脂粉乳	63.2	68.5	64.7	67.5	69.0	66.5

〔出所〕 表2と同じ。

国，社会主義国に向かっている。特にソ連は1976年と比べると80年では6倍弱，エジプトは4倍弱にもなっている。

かくて，79年，80年の農産物輸出額の急増によって，ECは世界農産物市場におけるシェアを拡大させ，アメリカに次ぐ世界第二位の農産物輸出となったが，これは，EC農産物の国際競争力が急速に向上したためではなく，過剰処理の形で，域外に補助金付きで輸出されたことに大きく依存している。FEOGA保証部門の支出は，輸出補助金，貯蔵費，価格助成金に三分されるが，78年，79年と輸出補助金の支出が増大し，80年ではFEOGA保証部門支出額

表 6 <<FEOGAからの輸出補助金の動向>> (百万ドル)

	1975	1976	1980
穀類および米	457.7 (35.8%)	388.3 (20.9%)	1,697.0 (22.4%)
砂糖	48.9 (3.8%)	70.5 (3.8%)	398.4 (5.2%)
ワイン	0.1 (-)	2.0 (0.1%)	36.7 (0.5%)
牛乳・乳製品	433.1 (33.9%)	880.7 (47.3%)	3,822.3 (50.4%)
牛肉	190.1 (14.9%)	171.4 (9.2%)	996.0 (13.1%)
豚肉	52.0 (4.1%)	28.0 (1.5%)	127.5 (1.7%)
鶏卵及び家禽肉	11.1 (0.9%)	16.5 (0.9%)	119.0 (1.6%)
オリブ油	0.9 (-)	0.2 (-)	-
果実，野菜	45.9 (3.6%)	72.4 (3.9%)	57.5 (0.8%)
総計	1,277.5	1,861.9	7,589.7
輸出補助金/FEOGA保証部門	24.8%	31.3%	49.5%

(注) () は総計に占める部門毎の比率。

〔出所〕 表2と同じだが，ドル換算して作成。

のほぼ半分に達する。また、支出額増大の因をなしているのは、EC 境界措置の厳しい、即ち域内保護の水準が高い産品に集中していることが注目される。穀物、牛乳・乳製品、牛肉で約86%を占めている。

一方、域外からの輸入額の伸びは、前掲の表2の指数をみると、伸び率としては、極めて緩慢である。ただ実額では、域外輸出を依然として大きく上回っ

表7 <<EC 9カ国の対域外貿易・品目別輸入量>> (単位千t)

	1973年	1975年	1977年	1980年
穀物全体(米を除く)	24,407	26,116	19,107	16,024
うち 小麦	4,084	5,914	3,496	3,841
" 大麦	1,968	2,277	1,142	926
" とうもろこし	14,696	14,308	12,088	9,754
砂糖	1,560	1,943	1,489	1,320
牛肉・子牛肉	356	501	415	364
豚肉	352	251	222	166
バター	157	132	125	114
チーズ	83	104	78	99

〔出所〕表2と同じ。

表8 <<EC農産物の域外輸入>> (百万ドル)

	1973	1974	1975	1978	1979	1980
I 先進国	12,870 (100)	14,084 (109)	14,043 (109)	17,507 (136)	22,450 (174)	24,497 (180)
アメリカ	4,485 (100)	5,442 (121)	6,022 (134)	7,184 (160)	8,656 (193)	9,860 (220)
II 途上国	10,724 (100)	12,188 (114)	12,323 (115)	18,747 (175)	23,197 (216)	23,078 (215)
アルゼンチン	1,327 (100)	1,238 (93)	859 (65)	1,831 (138)	2,239 (169)	1,727 (130)
ブラジル	1,585 (100)	1,630 (103)	1,670 (105)	2,054 (130)	2,637 (166)	2,937 (185)
III 社会主義国	2,328 (100)	2,459 (109)	2,389 (103)	2,749 (127)	3,617 (155)	3,932 (169)
域外輸入総額	26,102.9 (100)	28,654.1 (110)	28,772.3 (110)	39,212.1 (150)	49,279.9 (189)	51,521.4 (197)

(注) () は1973年を100とした指数。

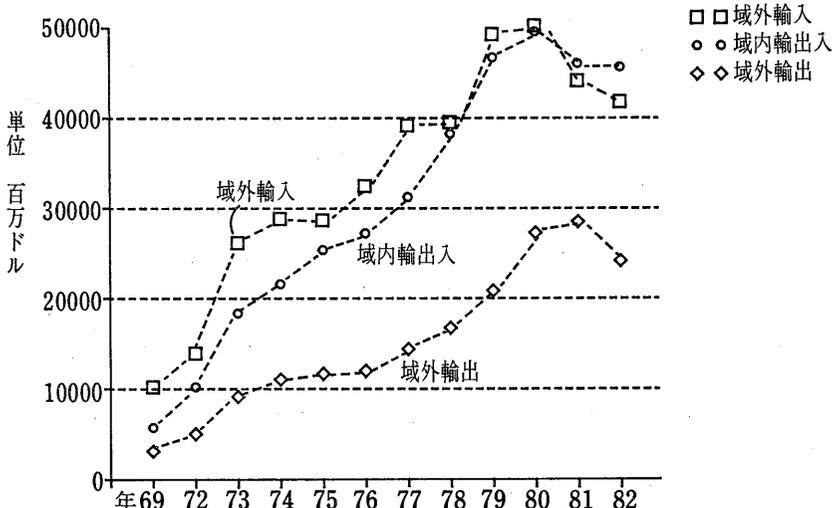
〔出所〕表2と同じだが、ドル換算して作成。

ている。ECにおいて、輸出量の急激な増大がある一方で、それに見合う輸入量の減少が実現されていない(表7参照)のは、農産物貿易の拡大というほかに、今までの農産物輸入国から農産物輸入量を大巾に減少させることができないという点がある。ECは発展途上国からの輸入の比率を増大させながらも、アメリカやカナダを中心とする先進国からの輸入も減少させていない。さらにロメ協定によって、砂糖などECと競合する作物の輸入も一定程度認めている。これがまた、農産物貿易の問題点の一つなのである。また、ECにおいて畜産物生産の増大と加工食品の増大がみられ、そのことも、輸入量の維持につながっていると考えられる。

域外貿易から、域内貿易に視点を变えると、図①に示されているように、域内輸出入額の伸びが、域外輸入、域外輸出の指標と比べて、安定的に、また高いレベルで推移していることがわかる。この事実は、EC各国が、国境を越え、域内での分業体制を進展させ、共同市場のメリットを生かしていることの証左である。また、前章で示した生産の国別集中化傾向の進展が、域内分業の進展に大きく寄与していると考えられる。

以上、CAP 確立以降の EC の農産物貿易の動向としては、域外輸入の伸び

図① <<EC農産物貿易額の動向>>



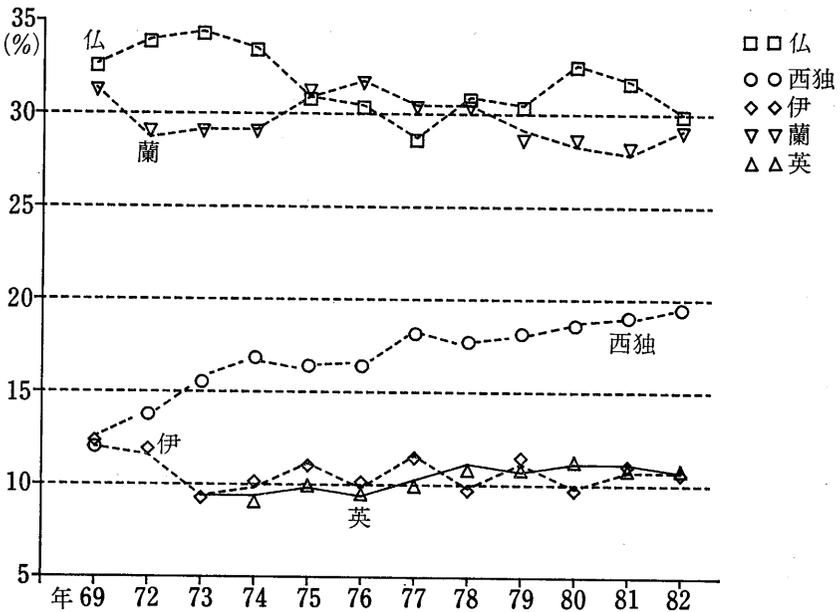
(出所) Agricultural Trade in Europe (1969~1983) より作成。

が鈍化する一方で、特に70年代末期から、域外輸出が急増し、域内輸出入は、さらに安定的にその伸びを進めていると結論づけられる。そのため域外からの圧力の鋒先は、輸出急増に伴い、従来の境界措置による域内市場の保護から、補助金付き輸出を含む過剰農産物の流出に転化しつつある。

(2) 国別・産品別動向

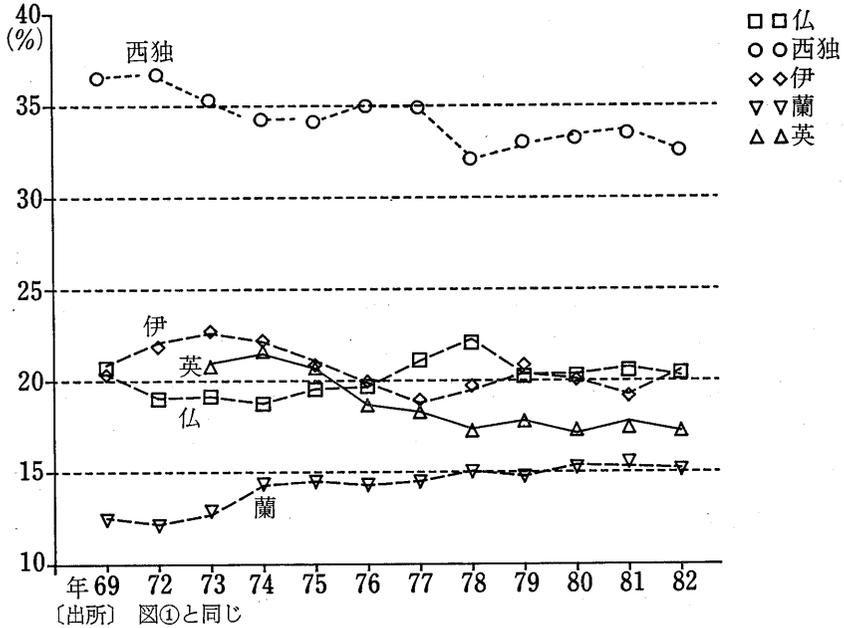
各国別の貿易額の動向としては、図②～⑤に示している。図②③は、域内と域外の輸出入額の合計の EC における比重で、図④⑤は、域内に限った輸出入額の EC における比重である。その際、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダについては、旧 EC 6 カ国に占める比率の趨勢を、イギリスについては、加盟した73年以降の、EC 9 カ国に占める比率の趨勢を示している。注目されるのは、西ドイツの動向、即ち西ドイツにおける域内・域外を問わない輸入額の比重の低下と輸出額の比重の上昇である。西ドイツの農業生産は、前章でみ

図② ≪農産物輸出入額の EC における各国別の比重変化≫ (域内+域外)

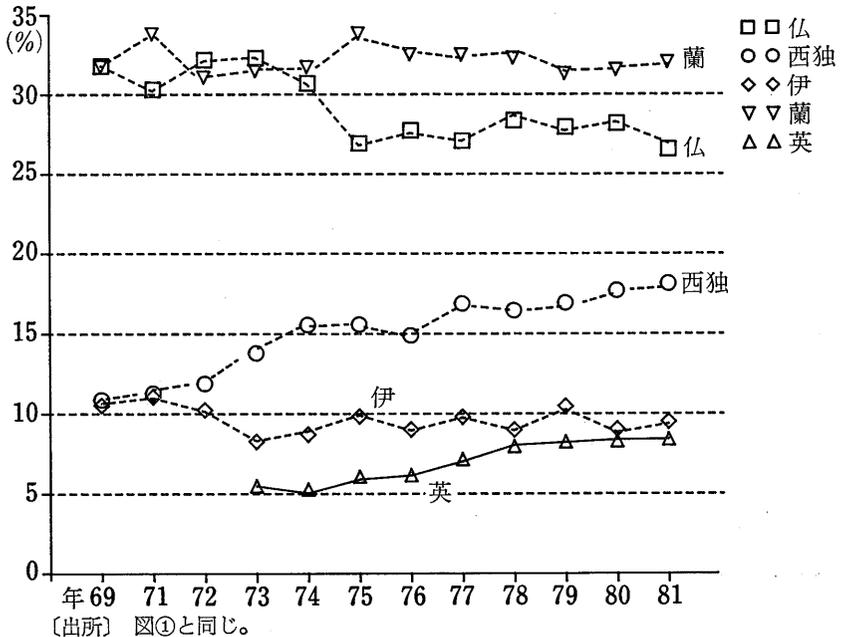


(出所) 図①と同じ

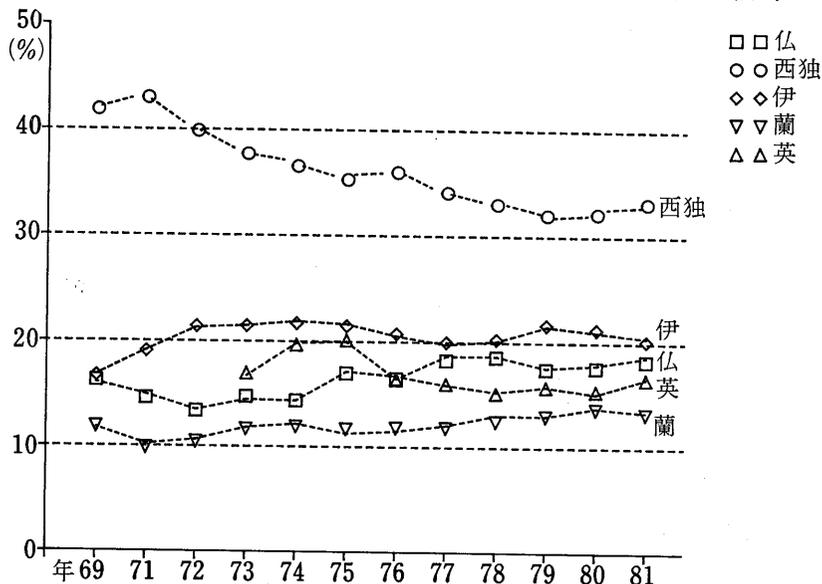
図③ ≪農産物輸入額の EC における各国別の比重変化≫ (域内+域外)



図④ ≪農産物輸出額の EC における各国別の比重変化≫ (域内輸出に限る)



図⑥ ≪農産物輸入額のECにおける各国別の比重変化≫ (域内輸入に限る)



(出所) 図①と同じ。

表 9 ≪西ドイツ農産物輸出品の動向≫

	1969年	1971年	1973年	1975年	1977年	1979年	1981年
小 麦	2,465	898	1,182	1,524	2,336	1,875	1,793
(%)	24.0	11.1	10.5	11.0	18.9	11.8	9.8
雑 穀	800	873	836	906	1,331	694	1,236
(%)	9.9	8.4	6.5	8.1	11.9	6.4	10.3
牛 肉	46.0	54.8	76.4	137.8	185.3	308.8	368.0
(%)	16.2	16.5	21.0	22.9	31.3	40.7	35.0
豚 肉	14.9	29.9	3.0	3.0	15.9	25.5	55.7
(%)	6.5	6.8	0.7	0.6	2.7	3.4	6.3
バ タ ー	16.4	80.0	121.6	142.2	135.7	152.6	251.6
(%)	10.5	26.9	20.8	30.7	26.1	22.3	31.5
チ ー ズ	48.9	58.2	81.9	105.4	150.0	186.3	247.7
(%)	14.6	15.6	16.9	20.1	23.5	24.5	28.2
全 脂 粉 乳	5.7	8.8	10.0	13.2	24.2	31.6	46.4
(%)	6.9	6.3	5.1	6.8	8.2	9.2	8.8
脱 脂 粉 乳	84.4	209.0	200.6	149.5	249.5	578.9	311.7
(%)	18.6	42.7	37.6	39.6	34.9	55.0	45.5

(注) 上段は、実物量 (単位千トン)。

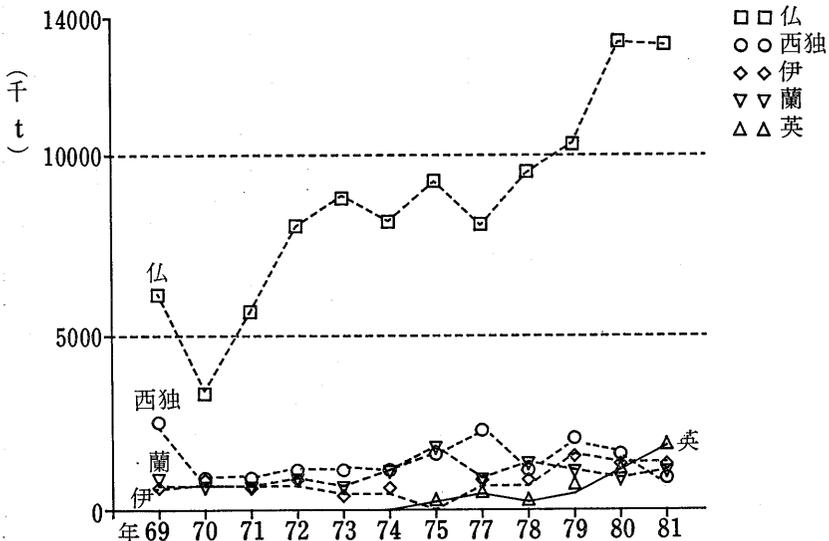
下段は、旧EC 6カ国に占めるシェア。

(出所) 表1と同じ。

たように他の EC 各国と比較して、相対的増大はみられなかった。とはいえ、
 産品別の貿易量の EC における比重をとってみると、牛肉、バター、チーズ、
 脱脂粉乳の輸出量の比重の上昇は著しい。また、EMS 形成後の79年以降、こ
 の現象に停滞傾向がみられる。こうしたことから、この現象は、何らかの流通
 段階での貿易促進効果があったとしか考えられない。その意味で、田中素香氏
 の国境調整金を導入することによって説明される見解(註2)に賛同する。田中氏
 は、1970年代前半の西ドイツにおける域内輸出額の急増に焦点を当てておられ
 たが、ほぼ70年代を通して、域内・域外を問わず国境調整金の効果はあったと
 考えられる。

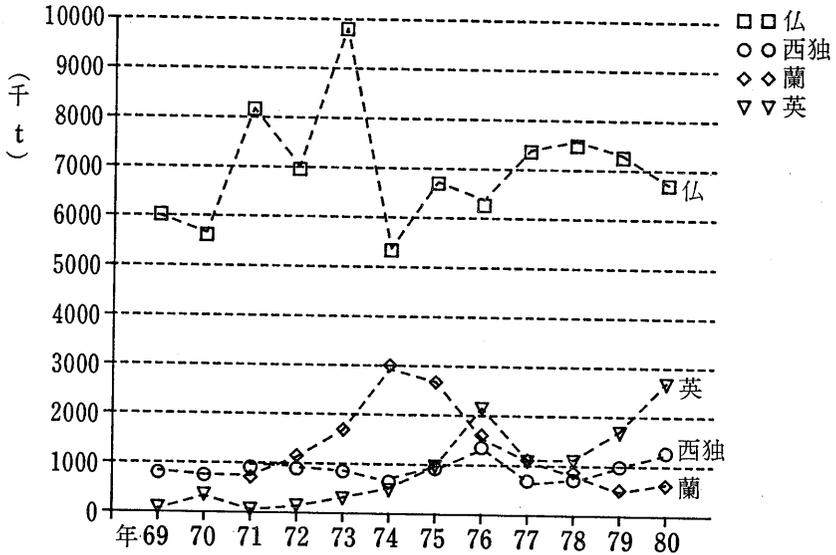
その点を留保条件に入れて考えると、輸出額の比重でフランスとオランダが
 まだ相当の比重をもちながら、その一方で大きな後退を示している国が見当ら
 ないことから、対域外輸出額の増大は、ほぼ EC 各国全体の輸出額増大による
 ものである。とりわけ、量的にはフランスとオランダが、傾向的には西ドイツ
 がその原因である。ただフランスは、域内輸出額の比重を若干減らしつつあ
 り、オランダは輸入額を、とりわけ域外からの輸入額を上昇させつつ域内輸出

図⑥ <<小麦輸出量の動向>>



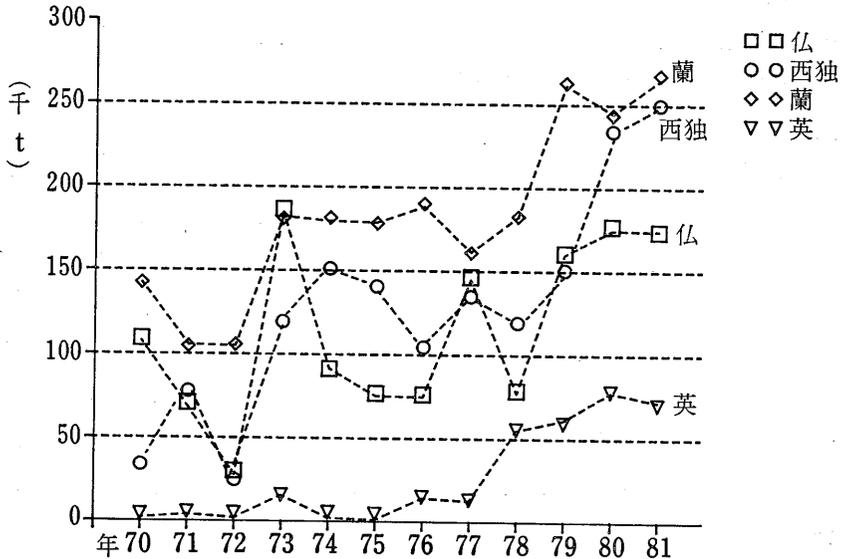
(出所) 表1と同じ。

図⑦ ≪雑穀輸出量の動向≫



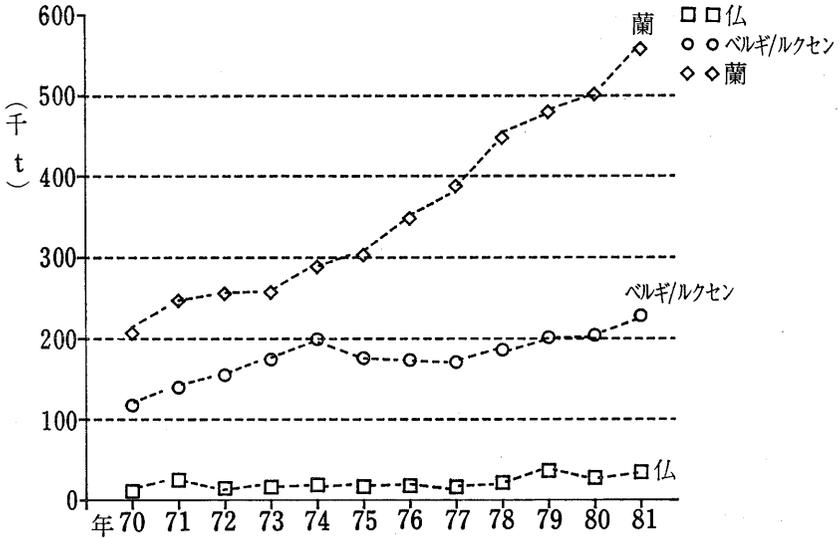
(出所) 表1と同じ。

図⑧ ≪バター輸出量の動向≫



(出所) 表1と同じ。

図⑨ <<豚肉輸出量の動向>>



〔出所〕 表 1 と同じ。

額の高い比重を維持している。またイギリスは域内輸出額の比重の上昇と域外輸入額の比重の低下がみられる。イタリアについては、70年代前半に急激な輸出額の比重の低下と輸入額の比重の上昇がみられたが、70年代後半には持ち直してきている。またイタリアは、ベルギーと共に、域内からの輸入比率が高い国であり、70年代を通じてその傾向を強めている。

産品別動向としては、特に EC で輸出額の比重が高い穀物と畜産物に焦点を当ててみる。EC の小麦輸出量は、79、80年と飛躍的伸びを示し、アメリカから GATT に提訴された経緯があるが、フランスの圧倒的な量的拡大が注目される。フランスの輸出量の EC 9 カ国に占めるシェアは、79年で61.2%、80年で68.6%にもほぼる。雑穀においても、小麦ほどの輸出量の急増はないものの、量的にはフランスが相当の割合を占め、そのシェアは、79年で57.6%、80年で53.8%である。傾向的にはイギリスの小麦、雑穀の輸出量の急増がある。バター、豚肉などの畜産物になると、オランダの輸出量が高い水準で安定的に伸びている。

その他では、アイルが畜産物、特に脱脂粉乳(注³)の輸出量を急増させてお

り、ベルギーは豚肉と雑穀の輸出量を徐々に伸ばしているが、それ以外の産品の域内に占める輸出量のシェアは低下している。イギリスは EC 加盟後、農産物輸出量を、特に域内への輸出量を急増させており、前述した小麦、大麦の穀物類以外に、牛肉、脱脂粉乳の輸出量の伸びも著しい。

(注1) この時には、EC 域内価格が世界市場価格より低くなった産物が出てきたため、輸入量の方が輸出量より多い EC では、逆に輸入補助金、輸出課徴金が支払われることになり、FEOGA 保証部門からの支出が急増する。

(注2) 田中素香「EEC の農業と国境調整」『経済評論』1978年5月号、7月号を参照。

(注3) 脱脂粉乳の輸出量は、1969～71年の27.17千tから1978～80年の182.47千tに増大している。(前掲表①の出所と同じ)

5. EC 農業と域内優先システム

EC では、農業生産において地域特化が進行し、それにより、農産物貿易において域内の水平分業が進展し、輸出作物の特化がもたらされつつある。その結果、対域外では域外からの輸入の伸びを後退させながら、小麦、砂糖、乳製品を中心に、世界市場における輸出のシェアを70年代後半から急速に高めてきた。

こうした状況は、統一価格、域内優先、共同財政という三大原則のもとに緻密な体系でできあがった CAP のもとで可能であったと考えられる。農産物の共同市場をつくりあげるために、EC は各国が独自に行っていた価格支持政策を共通化し、他方では域内諸国の競争から共同市場を守らねばならない。そのために EC は、統一価格を実現し、域内の統一価格と世界市場価格との差を、輸入課徴金、輸出補助金で埋め合わせるという境界措置をひいた。その意味で、統一価格システムと域内優先システムは連動しており、切り離しては考えられない。

しかし、統一価格システムを媒介にして成立する域内優先システムのもとでは、一般に言われている統一価格の高止まりによって、一層の高保護に陥り、EC 域内での農業生産性の上昇は実現できなかった。さらに EC 各国の農業生

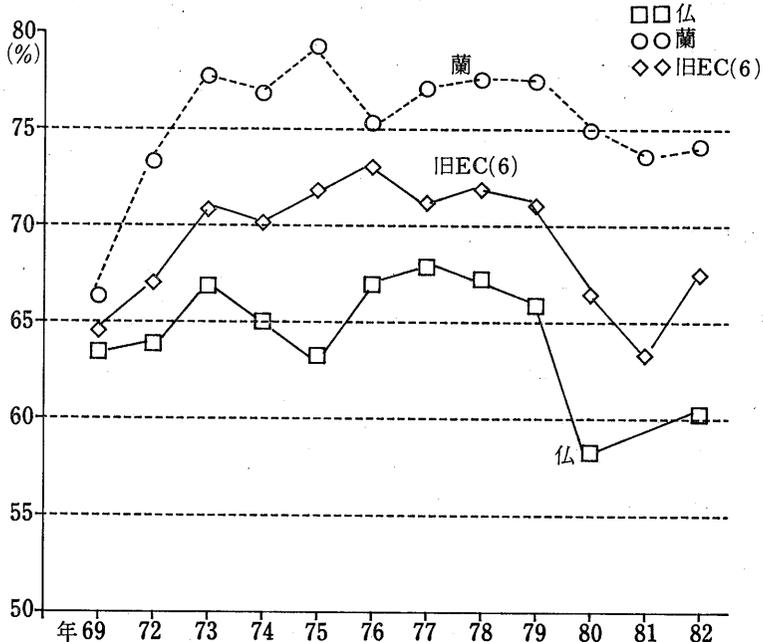
産が伸長し、EC そのものが純然たる輸入地域から輸出地域への傾向をもちはじめると、このシステムは対外的にも、域内においても弱い環となる。対外的には、域内優先原則が正当化されなくなるからである。輸入地域での輸入課徴

表 10 <<オランダの産品毎の輸出量の動向>> (単位千トン)

	1969年	1971年	1973年	1975年	1977年	1979年	1981年
小麦	741	670	508	1,718	871	1,016	920
雑穀	794	734	1,715	2,648	1,595	813	593
牛肉	96.3	111.0	120.7	137.3	153.2	179.2	250.3
豚肉	147.0	246.3	255.8	304.5	381.8	477.9	558.5
バター	48.8	105.0	182.5	179.7	163.8	264.9	267.9
チーズ	163.5	153.4	209.6	225.7	255.1	286.1	307.6
全脂粉乳	51.8	60.7	74.1	90.7	141.6	164.8	219.4
脱脂粉乳	29.8	9.8	44.4	63.8	71.9	193.5	125.9

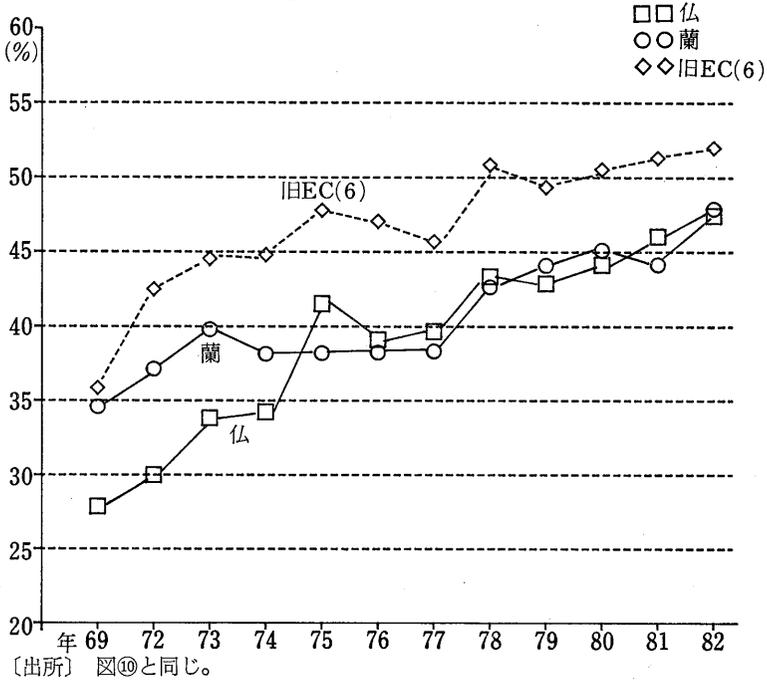
〔出所〕表 1 と同じ。

図⑩ 域内優先率（輸出）



〔出所〕 Recent development of Agricultural Trade in Europe (1969~1975) と Agricultural trade in Europe (1969~1983) から作成。

図⑩ 域内優先率（輸入）



金と域内優先原則は、域内農業の保護を主張することによって部分的に対抗できても、輸出補助金を域内優先原則で位置づけることは困難である。また域内的には、前述した生産の地域特化によって生じる輸出作物の特化、例えば EC 内の二大農産物輸出国、即ち穀作中心国フランスと畜産特化国オランダとの間に、新たな利害対立の芽を生み出す。オランダ等の畜産特化国にとって、畜産に域内の高価な飼料を使用することは、コスト上昇につながり、その分の補償を CAP による価格助成金で受けるにせよ、国際価格との開きを解消できず、域外からの安価な飼料作物の供給が要請される。

この問題に迫るために、一国の輸出入額に占める EC 域内の輸出入額の比率（域内優先率）を利用する。図⑩⑪がそれであるが、フランスは輸入における域内優先率を上昇させ、輸出における域内優先率を低下させつつある。一方、オランダは輸入における域内優先率の上昇が鈍り、輸出の際の域内優先率は高い水準で推移している。つまり、穀作中心国であるフランスは、域内からの農

産物輸入を増大させ、域外への農産物輸出を増大させつつあり、オランダは、域外からの農産物輸入が増大傾向にあり、域内への農産物輸出が高い比重を占めていることになる。この現象は、70年代前半に急激に生じ、70年代後半には弱まりつつあるが、依然としてその傾向は続いている。

生産の地域特化によって促進されている輸出農産物特化の典型的な問題として、キャッサバ、コーングルテン等の穀物代替品の輸入問題があげられる。当初重要品目とみなされず EC 境界措置の適用を受けない穀物代替品の EC の輸入量は、「1970～82年で約 6 倍の増加」^(注1)をみている。代表的産物であるキャッサバは、オランダ、ベルギー、西ドイツに主に輸入され、特にオランダは EC 全体の輸入量の約 4 割を占める。こうした穀物代替品の輸入激増の一方で、域内では過剰穀物が累積し、特に最近大麦の生産は増大している。そのため、フランスは域内生産物の活用を主張し、域内で最も強い穀物代替品輸入削減の提唱国である。オランダ等の畜産国は、穀物代替品の使用による生産コストの抑制のために輸入削減措置に反対した。最終的には、キャッサバの場合、その最大の輸出国たるタイが自主輸出規制に合意することになり、穀物代替品の問題は、輸入削減の方向で処理されようとしている^(注2)。

発足当初、農産物の純輸入圏であった EC で農産物の域内自給を達成するということが、統一価格システムを媒介にした域内優先システムの重要な論拠であったし、共同市場の維持のためにも域内優先システムは不可避であった。その意味で、域内優先システムは CAP の目的であり、結果でもあった。かくて、そのシステムのもとで、EC は農業生産を伸長させ、共同体への農産物の安定供給という目的は果たされたのである。

とはいえ、EC が域内で必要な生産量を確保し、農産物の輸出地域への傾向をもち始め、特に、輸出農産物の特化の傾向をもち出すと、域内優先システムは、対外的にも域内的にも問題を胎むものとなる。というのは、先ほどの主張に加えて、対外的には、前述した穀物代替品の例にも示されるように、過剰農産物を抱えている産物と競合する域外輸入農産物を制限していく傾向さえもが生じてくるからである。理論的には、適正水準への抜本的な価格抑制が断行できれば、輸出補助金額が減少し、生産量そのものも適正化することになり、確

固とした域内優先システムが存在しても批判の対象になりにくい。しかし現実には幾つかの産品において60年代末にも過剰が顕在化したにもかかわらず、価格の抑制は困難であった。今後も CAP 改革に伴い、価格の抑制化と生産調整が図られるだろうが、どれほどの効果をもつかは疑問視される。この政策が十分に機能しない場合、多額の価格介入費と過剰農産物の処理のための輸出補助金が必要となり、域外農産物の輸入制限が強化される可能性が十分予想される。

また域内では、穀作中心国のフランスと畜産特化国のオランダ等との間で、利害対立が激化する可能性がある。前述した穀物代替品の場合は、EC 予算不足の認識と飼料コスト上昇を補償する価格保証への期待もあり、域内間で妥協がなされた^(注3)。EC 各国は、単純な短期的コスト計算よりも、それでは計り難い EC という統合体、あるいは共同市場のもつメリットを十分に考慮したうえで行動している。穀作中心国と畜産特化国との間の利害対立が、単純に CAP の存続を危ぶませ、EC 統合の後退につながることはないだろうが、その危険は今後大きくなることが予想される。

(注1) 礒野喜美子「EC 共通農業政策 CAP の途上国への影響」『同志社大学商学論集』、第20号、22頁。

(注2) 後藤和久「解題」『のびゆく農業』No. 717, 1986. 8, 2～3頁を参照。

(注3) Stefan Tangermann, "What is Different about European Agricultural Protectionism," *The World Economy*, Vol. 6, No. 1, 1983. 3を参照。タンゲルマン氏は、EC の穀物代替品の輸入制限に反対する圧力は域外諸国から生じるとして、域内諸国間の内部対立を軽視する見解である。

6. 結びにかえて

EC は価格保証限度数量のない CAP 下で、生産の地域特化を進展させながら、農業生産量を大きく伸ばし、域内では農産物の水平分業が進行し、域外貿易の面では、輸出農産物の特化を進めながら、大胆な補助金付き輸出を展開した。特に78年以降、確固とした域内優先の原則がとられている産品の小麦、砂糖、乳製品を中心に、輸出額が急増し、農産物輸出圏としての性格が加わり始め、伝統的農産物輸出国から域内優先システムに批判の矢が集中した。これに

対応する EC においては、補助金付き輸出を正当化する論拠、即ち輸出圏における域内優先の原則を正当化する論拠を見出すことは難しい。EC は CAP 下で農産物の生産量を伸ばすことはできたが、農業生産性の上昇という点では失敗したと言われる。EC にとって、域内農業を守るためにも、それ以上にそもそも共同体を維持するためにも、域内優先の原則は固持しなければならなかったし、今後もその方針は、外圧にさらされながらも、基本的には継続されるであろう。しかし、域内優先システムの継続は、域内でも穀作中心国と畜産特化国との間に利害対立の芽を生みつつある。また、その解決が域内優先システムの強化の中で処理されるために、将来的には、農業調整がますます先送りされ、生産性向上を望むことが難しくなることも予想される。こうした意味で、域内優先システムは、EC の行方にとって注目される CAP の中で、最も弱い環であると結論づけられるのである。